



# 市外から郡山市へお引越しの方へ

## 転入

R7.4.1現在

郡山市へ転入された方の主な手続のご案内です。

※本人もしくはこれから同世帯になる方以外が転入届をする場合、委任状が必要です。  
(その他手続に関することや、詳しい内容については担当課へお問合せください)



詳しくは郡山市ウェブサイトへ

各制度など	手続内容 (□必要なもの)	窓 口					
		担当課	行政センター	郡山市民サービスセンター 火～金曜日 10時～17時15分 左記以外 ※月曜休館	緑ヶ丘市民サービスセンター		
共通	□ 転入届	市民課 (西庁舎1階) 024-924-2131	○	○	×	○	
※1「△」は、転入届がお済みの方は手続できます。							
転入届時もしくは転入手続後	□ 印鑑登録	□登録する印鑑 □本人確認書類(運転免許証など) ※原則本人申請となります	市民課 (西庁舎1階) 024-924-2131	○	○	△※1	○
	□ 住民基本台帳カード	●記載事項の変更手続をしてください □住民基本台帳カード ※詳しくはお問合せください	市民課 (西庁舎1階) 024-924-2131	○	○	△※1 第3土曜日の翌日は除く	○
	□ 在留カード	●記載事項の変更手続をしてください □在留カードまたは特別永住者証明書		○	○	△※1	○
	□ マイナンバーカード (取得している方)	●記載事項の変更手続をしてください □マイナンバーカード □暗証番号 ※届出期間を過ぎるとカードは失効し使用できなくなります ※代理人による手続は必要書類が異なります ※詳しくはお問合せください	マイナンバー活用課 マイナンバーカードセンター (西庁舎1階) 0570-666-252	○	○ 10時～19時	△※1 10時～19時 第3土曜日の翌日は除く	○
	□ マイナンバーカードの 署名用電子証明書 (利用している方)	●引き続き利用を希望する方は再発行が必要です □マイナンバーカード □暗証番号 ※代理人による手続は必要書類が異なります ※詳しくはお問合せください		○	○ 10時～19時	△※1 10時～19時 第3土曜日の翌日は除く	○
こども	□ 児童手当 ※従前市区町村で届出した転出予定日の翌日から数えて15日以内の届出が必要です	●認定の手続をしてください □請求者(保護者)の健康保険証または資格確認書等 □請求者(保護者)名義の預金通帳 □請求者(保護者)と配偶者のマイナンバーが確認できるもの □本人確認書類		○	○	×	○
	□ こども医療費助成	●登録の手続をしてください □こどもの健康保険証または資格確認書等 □保護者(保険の扶養者)名義の預金通帳 □保護者のマイナンバーが確認できるもの(※市外に住民票がある方のみ) □本人確認書類	子育て給付課給付係 (ニコニコ子ども館2階) 024-924-2411	○	○ (即日交付不可)	×	○ (即日交付不可)
	□ 児童扶養手当	●担当課へお問合せください		/			
	□ ひとり親家庭医療費助成	●担当課へお問合せください		/			
	□ ファミたんカード ※18歳に達する日以降の最初の3月31日までに対象	●カード交付申請の手続をしてください ※こども1人につき1枚です	子育て給付課 子育て事業係 (ニコニコ子ども館2階) 024-924-2525	○	○	○	○
	□ 妊産婦健診	●受診票をお渡しします □母子健康手帳	こども家庭課 母子支援係 (ニコニコ子ども館3階) 024-924-3691	左記担当課及び保健センターのみ受付対応可能			
	□ 乳幼児健診	●担当課へお問合せください □母子健康手帳	こども家庭課 母子保健係 (ニコニコ子ども館3階) 024-924-3691	/			
	□ 小児慢性特定疾病	●担当課へお問合せください □小児慢性特定疾病医療受給者証		予診票(交付窓口) 保健センター及び こども家庭課母子保健係 (ニコニコ子ども館3階)			
	□ 予防接種	●担当課へお問合せください □母子健康手帳	保健所 保健・感染症課 024-924-2163	/			
	□ 保育所・幼稚園・こども園	●担当課へお問合せください	保育課 (西庁舎3階) 024-924-3541	/			
□ 学校	●転入学指定通知書をお渡しします 転出校からの在学証明書等と一緒に転入校に提出してください (特別な事情により指定された学校以外への通学を希望する方は学校教育推進課へご相談ください)	学校教育推進課 (本庁舎5階) 024-924-2431	○	○	×	○	
国保	□ 国民健康保険	●加入の手続をしてください □写真付公的本人確認書類 □マイナンバーが確認できるもの	国民健康保険課 (西庁舎1階) 024-924-2141	○	△※1 10～19時 (高齢受給者証は即日交付不可)	△※1 10～19時 (同左)	○ (高齢受給者証は即日交付不可)

	各制度など	手続内容 (□必要なもの)	窓 口				
			担当課	行政 センター	郡山市民 サービスセンター 火～金曜日 10時～ 17時15分	緑ヶ丘 市民 サービス センター 土曜以外 ※月曜休館	
国保	□ 後期高齢者医療	●加入または住所変更の手続をしてください □負担区分等証明書(県外からの転入の場合) □異動連絡票(県内他市町村からの転入の場合) □身体障害者手帳等の障がいの確認ができるもの(65～74歳の障がい認定の転入者のみ) □「マイナンバーカード」または「通知カード+本人確認書類」 □代理人申請の場合、代理人の本人確認書類	国民健康保険課 024-924-2141  (後期高齢者医療) 後期高齢者医療係 024-924-2146 (西庁舎1階)	○	×	×	×
年金	□ 国民年金	●20歳以上60歳未満で年金を受給していない方 「※」のみ手続が必要です。担当課へお問合せください ※海外から転入した方 ※社会保険から国民健康保険または任意継続健康保険に切替えの方 ●年金受給中の方 手続が必要な方と不要な方がいますので、担当課へお問合せください	後期高齢者医療係 024-924-2146 (西庁舎1階)	○	○	×	○
介護	□ 介護保険	●要介護認定の継続の手続をしてください (要介護認定を引き継ぐ方) □健康保険加入者であることを証する書類(65歳未満の方のみ) □受給資格証明書 ※認定を受けていない方は新住所地へ新しい被保険者証をお送りします	介護保険課 (本庁舎1階) 024-924-3021	○	○	● 預かり	○
高齢者	□ 高齢者健康長寿サポート事業 ※4月1日までに70歳以上の誕生日を迎える方が対象	●温泉等で使用できる共通利用券の交付を希望される方は、申請の手続をしてください(代理申請可)	健康長寿課 (本庁舎1階) 024-924-2401	○	○	○	○
	□ 高齢者福祉サービス	●高齢者を対象とした各種サービスの申請などございますのでお問合せください	地域包括ケア推進課 (本庁舎1階) 024-924-3561	○	○	○	○
障がい福祉	□ 各種障がいなどの手帳	●住所変更などの手続をしてください □各種障がいなどの手帳 □写真(県外からの転入の場合) ※写真のサイズは縦4cm×横3cmです ※身体障害者手帳については、手帳内に変更後の住所を記載する欄がある場合、写真は不要です □マイナンバーカードまたは通知カード+本人確認書類 ※精神障害者保健福祉手帳は保健所保健・感染症課、身体障害者手帳及び療育手帳は障がい福祉課が窓口となります	(身体・知的障がい) 障がい福祉課 (本庁舎1階) 024-924-2381	○ (富田以外)	×	×	×
	□ 各種障がい者(児)手当	●担当課へお問合せください					
	□ 重度心身障がい者医療費助成	●登録の手続をしてください □各種障がいなどの手帳 □本人の健康保険証または資格確認書等 □所得・課税・控除額がわかる証明書 □マイナンバーカードまたは通知カード+本人確認書類 □本人名義の通帳	(精神障がい) 保健所 保健・感染症課 024-924-2163				
	□ 障害福祉サービス受給証	●担当課へお問合せください					
	□ 自立支援医療	●担当課へお問合せください  ①更生医療 … 障がい福祉課 ②育成医療 … こども家庭課 母子保健係 ③精神通院医療 … 保健所 保健・感染症課	①障がい福祉課(本庁舎1階) 024-924-2381 ②こども家庭課母子保健係 (ニコニコこども館3階) 024-924-3691 ③保健所 保健・感染症課 024-924-2163				
	□ 指定難病医療費受給者証	●担当課へお問合せください	保健所 保健・感染症課 024-924-2163				
□ 水道使用開始届	●水道の使用開始の手続がありますので担当課へお問合せください(土・日曜日、祝日を除く3日前までに行ってください)※電話でも手続できます	上下水道局 お客様サービスセンター 024-932-7641					
その他	□ ごみ	●資源とごみの収集カレンダーを配布しています(市民課でも取り扱っております)  ●ごみ集積所に出す場合は、その集積所の管理者へお問い合わせください	5 R 推進課 (西庁舎4階) 024-924-2181	○	○	○	○
	□ 原付・小型特殊自動車	●担当課へお問合せください	市民税課 (西庁舎2階) 024-924-2081				
	《その他の車種にかかるお問合せ》 ①普通自動車 二輪の小型自動車(250ccを超えるバイク) 二輪の軽自動車(125ccを超え250cc以下のバイク) ②三輪以上の軽自動車		① 東北運輸局福島運輸支局 福島市吉倉 050-5540-2015 ② 軽自動車検査協会コールセンター 福島市吉倉 050-3816-1837				
	□ 飼い犬の登録	●飼い犬の登録手続をしてください ※窓口での手続が必要な場合と不要な場合がありますので担当課へお問合せください	保健所 生活衛生課 024-924-2157				
	□ 町内会に関すること	●担当課へお問合せください	市民・NPO活動推進課 (西庁舎3階) 024-924-3471				
	□ 市営住宅	●郡山市営住宅管理センターへお問合せください	郡山市営住宅管理センター (本庁舎3階) 024-924-7100				